

3月
2024

労務通信 151号



成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152
飯田事務所 TEL 0265-49-3602

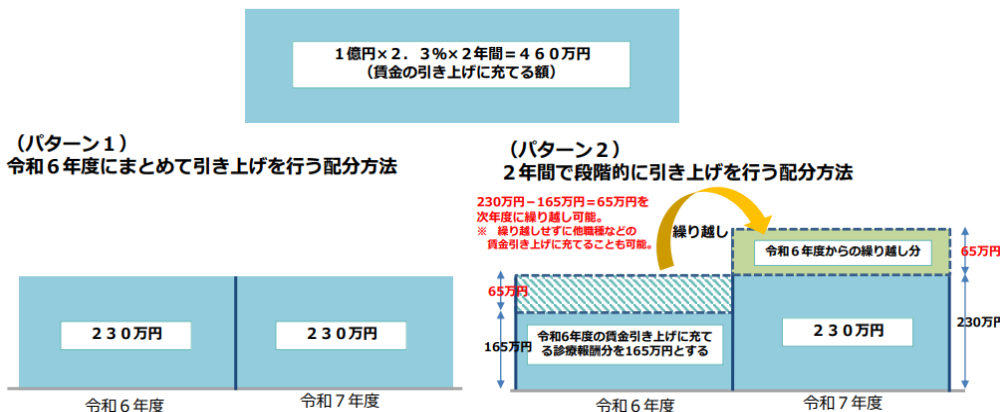
令和6年春の賃上げ

季節の変わり目を迎え、徐々に暖かな春の息吹を感じる時期となりました。この時期は多くの企業で昇給やベースアップが検討され、特に令和6年度は政府が企業に対して「力強い賃上げ」を呼びかけるなど、報道でも賃金改善の動向が注目されています。現時点でのいくつかの業種の状況を下記にまとめました。

【医療業について】

今年には診療報酬改定があり、**物価高に負けない「賃上げ」の実現を目指して「ベースアップ評価料」**が新設されます。医療従事者の賃上げを行う医療機関に対して、その費用の一部を補助する形で支払われます。対象職種の給与総額の2.3%相当となるよう設定されており、算定額をすべて賃金引き上げに充てることが求められます。下図をご参照ください。

【例：令和5年度の給与総額が1億円であった場合】
（2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み）



どのくらいの算定額になるのか、厚生労働省が作成した「ベースアップ評価料計算支援ツール」で試算を試してみてください。



【介護業について】

令和6年2月から介護職員処遇改善支援補助金(福祉障害は処遇改善特例交付金)が5月までの時限措置で行われ、6月からは処遇改善加算が新加算に移行します。新加算では一本化するだけでなく、令和5年度よりも平均で「+0.98%」のプラス改定となります。処遇改善加算分については医療と同じくすべてを賃金への充当が求められます。一本化になることで使いやすさや事務処理の軽減につながるかと思われます。しかし**これまでと変わらずいかに上手に処遇改善加算を利用するか、**

介護職員の賃金を上げて人手確保をするかの検討が必要です。

また計画書や実績報告がこの4月から立て続けのため、書類の準備もお願いします。右表をご参照ください。

令和6年	業務内容	具体的対応
2・3月	支援補助金(特例交付金)	月次賃金改善または一時金(3月末までに)
4・5月		月次賃金改善実施及び就業規則改訂
4月	支援補助金計画書提出	4月上旬(予定)に都道府県に提出
	令和6年度計画書	4/15までに指定権者に提出
	新加算の計画書提出?	一本化の新加算の計画書の提出となるか、不明
6月	新加算スタート	加算の1本化 これまでに新加算への対応の検討
7月	令和5年度実績報告	7月末までに提出
9月	支援補助金等の実績報告	R6.2~5月分の支援補助金の報告

【その他の業種】

帝国データバンクの2024年1月の調査では、2007年以降最高水準となる59.7%の企業で賃上げを見込んでいます。

一方で改善見込み無し回答が13.9%でこちらは過去最低水準。賃金改善を予定する企業において、賃上げの理由について尋ねると人手不足などによる「労働力の定着・確保」が75.3%と最も高く、人手確保のための「防衛賃上げ」と考えられます。

日本商工会議所の2月14日の発表によると中小企業でも賃上げ率を3%以上とする企業の割合が36.6%で前年から3.1ポイント増えています。

政府がここまで賃上げを推進する動きを見せる中で、従業員にもその情報は届いています。自分は今年どうなるのかと考えるわけはありません。そのため**各企業での賃上げの方針、ベースアップ評価料や処遇改善加算の活用計画など、経営層から従業員への透明性のある説明が非常に重要**です。従業員が企業の方針や変更を理解し、納得することで、賃金改善による好循環が生まれます。4月昇給を検討する企業も多いかと思われますが、今後の企業運営において非常に重要なポイントになりますので、地に足を付けた対応をぜひご検討ください。

私たちは、各業種で対応するための支援を行っております。ご不明点やご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

榎 千佳子